

令和元年松前町規則第8号

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年9月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年松前町規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) <u>前各号</u> _____ に掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前各号</u> _____ に掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げ</p>	<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) <u>(1)から(12)までに掲げるもののほか</u>、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>(1)から(4)までに掲げるもののほか</u>、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げ</p>

る疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4)～(8) 省略

(9) 前各号 _____ に掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 省略

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(4) 省略

(5) 前各号 _____ に掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(5) 省略

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

る疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) すず、鉍物油、うるし _____、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4)～(8) 省略

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 省略

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(4) 省略

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) 四-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 四-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(5) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10)省略

(11)オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

(12) 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(13)ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(14)省略

(15)省略

(16)前各号に掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8・9 省略

10 前各項に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10)省略

(11)省略

(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8・9 省略

10 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。